

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

(号外) 第十三号
一九六一年
四月十五日

目次 ページ

規則

○戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第三十三号)

告示

○戸籍の認定(告示第六十一号)

規則

規則第三十三号

戸籍法(一九五六年立法第八十七号)第百十九条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

一九六一年四月十五日

行政主席 大田 政作

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「日本標準規格B列四番の用紙を用い、」を削る。
第十六条中「これに」を「この目録」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 法務支局または沖繩戸籍事務所が第十五条第一項第二号、第三号及び第二項の規定によつて、戸籍または除かれた戸籍の副本の送付を受けたときは、前に送付を受けた戸籍の副本は、前条第二項で準用する第五条第四項の規定にかかわらず、これを廃棄することができる。

第三十一条第三項中「または文字の前後に括弧をつけて、」を削る。

第三十七条 ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 第三十四条第一号、第三号から第六号までに掲げる事項

二 第三十五条第十一号に掲げる事項

三 戸籍の筆頭に記載した者以外で除籍された者に關する事項

四 戸籍の筆頭に記載した者で除籍された者の身分事項欄に記載した

事項

五 その他新戸籍編製の場合に移記を要しない事項

第四十八条第一項中「事件の種類によつて、」の下に「受附の順序に従い」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、法務支局または沖繩戸籍事務所の長の認可を得たときは、事件の種類別に分けてつづることを要しない。

第四十九条の次に、次の一条を加える。

第四十九条之二 法務支局または沖繩戸籍事務所が、第十五条第一項第二号、第三号及び第二項の規定によつて、戸籍または除かれた戸籍の副本の送付を受けたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該戸籍に關する書類で市町村長が受理しまたは送付を受けた年度の翌年から五年を経過したものは、これを廃棄することができる。

附録第六号 戸籍記載ひな形 中第一葉、第二葉及び第三葉の各表右下欄外に順次1、2、3、を加え、第二葉表「みち」の身分事項欄の婚姻事項中「昭和四拾七年拾月參日八重山郡石垣市」を「昭和四拾七年拾月參日受附石垣市」に改めその上部欄外余白に「四字削除二字加入録」を加える。

附録第七号六十四及び六十七中「英助」を削り九十八及び九十九中「父母との続柄訂正」の下に「那覇市牧志町

一丁目四番地甲野森太郎戸籍に入籍につき除籍」を加え、「百五及び百六を「百五及び百六削除」に改め、「二百十及び二百十一中「父親太郎母梅子」を「父母」に改める。

附録第八号中第一及び第九号中第一を別紙のように改める。

附則
この規則は、一九六一年五月一日から施行する。

事項

一 丁目四番地甲野森太郎戸籍に入籍につき除籍」を加え、「百五及び百六を「百五及び百六削除」に改め、「二百十及び二百十一中「父親太郎母梅子」を「父母」に改める。
附録第八号中第一及び第九号中第一を別紙のように改める。

附録第八号 戸籍の消除

第一 全部の消除

除籍印

本籍	東京都千代田区平河町三丁目十番地	氏名	甲野義太郎
略			
除籍理由	全員除籍につき昭和七拾五年五月拾壹日日本国籍消		
略			
父	亡	甲野幸雄	長
母		松子	男
朱	義太郎		
夫			
朱	大正拾年六月拾壹日		
出生			
略			
父	乙野忠治	長	
母	春子	女	
朱	梅子		
妻			
朱	大正拾壹年五月八日		
出生			
略			
父	甲野義太郎	長	
母	梅子	女	
朱	り		
朱			
出生	昭和貳拾五年五月拾五日		

附録第九号 戸籍の訂正

第一 全部の訂正

除籍印未

本籍	東京都千代田区平河町二丁目三番地	氏名	甲原義太郎
略	養子縁組無効につき戸籍訂正の申請により昭和式 拾九年拾貳月八日本籍消除		
略	昭和式拾九年拾貳月四日養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定後父母 戸籍訂正申請同日八日登附消除		
父	亡 甲野幸雄	母	松子 男段
養父	甲原忠太郎	養母	杉子 子養
夫	義太郎		子
出生	大正拾年六月拾九日		
略	昭和式拾九年拾貳月四日養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定同日八日 大義太郎とともに消除		
父	乙原忠治	母	春子 女段
養父	甲原忠太郎	養母	杉子 女養
夫	梅子		子
出生	大正拾陸年壹月八日		
父		母	
出生			

告示

告示第六十一号

戸籍整理法第十四条により、左記の

とおりの戸籍を認定したから、同条第二項により告示する。

一九六一年四月十五日

行政主席 大田 政作

本籍	籍氏名	認定年月日	備考
----	-----	-------	----

〔国頭村〕

国頭郡国頭村字字良 四四番地 与那嶺吉高 昭和三十六年三月十四日

字宜名真 三三番地 比嘉 資寿

字字良 三二四番地 名渡山三郎

字字良 四五番地 与那嶺正吉

字字良 一七五番地 山城 忠一

〔羽地村〕

国頭郡羽地村字源河 二九番地 島袋小太郎 昭和三十六年三月十五日 除籍

一、三四二番地 島袋 和雄

四八五番地 松田 幾藏

四六八番地 親川 清良

四六八番地 親川 清吉

一、〇五五番地 新里 細徳

一、五四四番地 大城 次郎

一〇一番地 大城 繁光

一、五二八番地 喜屋武福栄

字真喜屋 四六番地 与那嶺 和

五五番地 喜納 金重

七〇五番地 喜納 銀吉

六三番地 喜納 銀助

五五番地 喜納 一美

四〇四番地 宮平 幸助

二、〇九一番地 上地 ナベ

九三番地 宮城 秀永

三九三番地 比嘉 太郎

四二一番地 翁長 良清

本籍	籍氏名	認定年月日	備考
----	-----	-------	----

国頭郡羽地村 字田井等一、〇〇三番地 金城亀三郎 昭和三十六年三月十五日

字仲尾 六二番地 新城 豊久

八四番地 宮里平次郎

八四番地 宮里 旭

字山田 九一八番地 金城 利吉

字我部祖河三二一番地 宮城 貞勇

字仲尾次六八七番地 親川 カオ

三二二番地 小橋川初雄

三二四番地 仲田 昌助

三二四番地 仲田 昌吉

字田井等二八五番地 仲尾 豊永

字振慶名 五七番地 岸本 喜六

字伊差川二二八番地 玉城 善徳

一、二八番地 玉城 善安

字我部祖河二五四番地 大城 善徳

字古我知三三六番地 伊豆味和子

字吳我 四三八番地 玉城平六郎

〔上本部村〕

国頭郡上本部村 字真志堅一、〇七五番地 具志堅宗信 昭和三十六年三月二日

字謝花 四六二番地 喜納 政照

字謝花 一一九番地 中村 義一

字北里一五九の一番地 比嘉 マツ

字謝花 六九〇番地 喜納 政全

〔久志村〕

国頭郡久志村 字大浦一二四番地の一番地 比嘉 梅助 昭和三十六年三月二十四日

字汀間 七九番地 上原 昌栄

字三原 三三九番地 照屋 寛次

字天仁屋六〇〇番地の一 我如古朝昌

字汀間 二〇番地 仲本カマド

本籍	戸籍の名称	氏名	認定年月日	備考
国頭郡北中城村宇瑞慶庵四〇番地	与儀 崇松	昭和三十六年三月十三日	遺漏者妹 ウシノ分	
〃	字萩道	比嘉 林志	遺漏者父林信 母カマの分	
〃	字大城	宮城 松	遺漏者長女 タケの分	
〃	字熱田	城間 賀盛	遺漏者母 ウシノ分	
〔那覇市〕				
那覇市上ノ蔵町	二ノ一五番地	家田 治吉	昭和三十六年三月三日	除籍
〃	〃	家田 修吉	〃	〃
〃	二ノ一八番地	伊集 盛順	〃	〃
〃	二ノ一五〇番地	古城千代子	〃	〃
〃	〃	古城 松幸	〃	除籍
〃	二ノ六四番地	又吉祐三郎	〃	〃
〃	二ノ六九番地	比嘉 賀秀	〃	〃
〃	二ノ六九番地	宇久田秀堅	〃	〃
〃	二ノ七一番地	豊平 良盛	〃	〃
那覇市旭町	二七番地	田場 次郎	〃	〃
〃	二七番地	大城 亀	〃	〃
〃	二九番地	玉城 友吉	〃	〃
〃	三二番地	石嶺 栄一	〃	〃
那覇市盛屋町	七番地	知念 亀	〃	除籍
〃	〃	知念 栄助	〃	除籍
〃	〃	知念 松男	〃	〃
〃	〃	渡慶次ツル	〃	〃
〃	六七番地	島袋 秀善	〃	〃
〃	一三二番地	島袋 松	〃	〃
那覇市美栄橋町	一ノ二九番地	山田 世清	〃	〃
〃	一ノ二〇番地	真玉橋佐論	〃	〃
那覇市牧志町	一ノ六九番地	小橋川共光	〃	〃
〃	二ノ六六番地	高良 幸英	〃	〃
那覇市牧志町	二ノ二四二番地	古堅 盛規	昭和三十六年三月三日	
〃	二ノ二四六番地	仲栄真加那	〃	〃
那覇市下泉町	一ノ二六番地	屋比久マツル	〃	〃
〃	二ノ一五番地	山城 正壽	〃	〃
〃	二ノ三一番地	小谷 光弘	〃	〃
〃	二ノ三二番地	中村 好正	〃	〃
〃	二ノ七七番地	新城 安栄	〃	〃
〃	二ノ九二番地	松堂 恵愛	〃	〃
〃	二ノ九四番地	古波殿唯孝	〃	〃
那覇市東町	一ノ七番地	屋嘉カマド	〃	除籍
那覇市東町	一ノ七番地	屋嘉 春吉	〃	〃
〃	一ノ九番地	伊豆味カマド	〃	〃
〃	二ノ二三番地	新垣 盛茂	〃	〃
〃	三ノ二〇番地	川上 喜英	〃	〃
〃	二ノ三一番地	玉城 清満	〃	〃
那覇市西本町	一ノ八番地	仲地 昌翻	〃	〃
〃	〃	仲地 昌信	〃	除籍
〃	二ノ四二番地	与那城栄男	〃	〃
〃	四ノ三八番地	許田 普清	〃	〃
〃	四ノ四五番地	許田 綾子	〃	〃
那覇市山下町	一ノ一番地	高良 亀次	〃	〃
〃	一ノ五番地	嘉味山ツル	〃	〃
〃	一ノ一七番地	平安名常真	〃	〃
〃	一ノ四六番地	宮城 嗣光	〃	〃
〃	一ノ一〇八番地	赤嶺 三郎	〃	〃
〃	一ノ二一八番地	上原 金栄	〃	〃
〃	〃	上原 清栄	〃	〃
〃	〃	上原 清栄	〃	〃
那覇市松下町	一ノ三六番地	兼城 昌徳	〃	除籍
〃	〃	兼城 昌且	〃	〃
〃	一ノ四六番地	金城 松金	〃	〃
〃	一ノ七四番地	玉寄 初	〃	〃

那覇市松山町	二ノ一六番地	真栄出大茂	昭和三十六年三月三日	除籍	那覇市若狭町	二ノ三六番地	官平	永信	昭和三十六年三月三日
"	"	真栄出三郎	"	"	那覇市松山町	一ノ六番地	平良	光良	"
那覇市久茂地町	二ノ四三番地	座安 盛徳	"	"	"	二ノ二六番地	原宜	武蔵	"
"	"	湧川 朝伯	"	"	"	二ノ二二番地	親泊	正	"
"	"	湧川 朝雲	"	"	"	二ノ五二番地	池宮城徳明	"	"
那覇市久茂地町	一ノ二七番地	吉川 克進	"	"	"	二ノ九二番地	幸喜	末子	"
"	"	宮城 次郎	"	"	"	一ノ二番地	新城	政子	"
"	"	宮城 隆	"	"	那覇市垣花町	二ノ四八番地	宮城	剛勇	"
那覇市久米町	二ノ六四番地	豊里 友愛	"	"	那覇市上泉町	一ノ三六番地	大嶺	信次	"
"	"	高良 秀慎	"	"	"	一ノ四六番地	松田	秀行	"
"	"	上間 次郎	"	"	"	二ノ三〇番地	高里マウシ	"	"
那覇市久米町	一ノ四一番地	高良 加那	"	"	"	二ノ三〇番地	高里	政彦	"
"	"	安次嶺仁王	"	"	"	二ノ三〇番地	中村	政紀	"
"	"	安次嶺善一	"	"	"	三ノ二番地	城間	恒慶	"
那覇市辻町	二ノ三六番地	儀間 直子	"	"	"	三ノ一九番地	城間	盛仁	"
"	"	志多伯かね	"	"	"	三ノ一九番地	城間カマド	"	"
那覇市辻町	三ノ六四番地	大城 安則	"	"	"	三ノ二一番地	中野	栄一	"
"	"	川上 タケ	"	"	"	三ノ三三番地	仲里	成信	"
那覇市住吉町	一ノ八九番地	安次嶺 牛	"	"	"	三ノ六五番地	嘉敷	正栄	"
"	"	金城 春子	"	"	"	一ノ一三番地	玉城ミネ子	"	"
那覇市前島町	三ノ一七番地	喜瀬 次郎	"	"	那覇市西新町	二ノ八番地	小渡津次郎	"	"
"	"	真喜志康雄	"	"	"	三ノ一一番地	瀬底 真福	"	"
"	"	安次嶺長和	"	"	"	"	瀬底 弘一	"	"
"	"	桃原 太郎	"	"	那覇市高橋町	三ノ五三番地	吉元	吉次	"
"	"	知念 良盛	"	"	"	"	吉元	吉栄	"
"	"	知念 良得	"	"	"	一ノ五二番地	儀武	息盛	"
"	"	知念カズ子	"	"	"	一ノ一三六番地	名渡山兼秀	"	"
那覇市大妃町	二ノ一〇二番地	知念 哲雄	"	"	"	二ノ九五番地	長嶺	得良	"
"	"	辰野 元造	"	"	"	二ノ九四番地	真栄出義雄	"	"
"	"	新垣 有正	"	"	"	二ノ一二番地	真栄田ウシ	"	"
"	"	新垣 哲志	"	"	"	二ノ一二番地	山里	将成	"
那覇市若狭町	一ノ一四番地	大見謝恒弘	"	"	那覇市宇占波蔵	二、六〇六番地	新城	小樽	"
"	"	糸敷 昌慶	"	"	"	"	"	"	"
"	"	鏡平名光加	"	"	"	"	"	"	"

戸籍の名称	氏名	認定年月日	備考
那覇市字古波蔵	二、六〇六番地 新城 安昌	昭和三十六年三月三日	
那覇市字樋川	一、五三六番地 佐久木 松	〃	
那覇市崇元寺町	一、〇九番地 川平 嘉英	〃	
〃	一、〇一〇番地 幸喜 清貞	〃	
那覇市字与儀	五三五番地 与那嶺 滿	〃	
那覇市高橋町	一、〇二番地 浦崎 康賢	〃	
那覇市牧志町	一、〇二番地 山城 正良	〃	
〃	二、七七八番地 玉那覇加那	〃	追加申告
〃	四、〇二二番地 山城 長蔵	〃	
那覇市西本町	二、〇三九番地 登川 徳芳	〃	
那覇市住吉町	二、〇一〇番地 國吉 滿	〃	
那覇市天妃町	二、〇六九番地 田崎 厚仁	〃	
那覇市松山町	一、〇一一番地 山口 宗閑	〃	
那覇市西新町	三、〇六番地 玉城善三郎	〃	
那覇市崇元寺町	一、〇四五番地 我如古 弥通	〃	
〔小 緑 村〕			
島尻郡小緑村字金城	七三番地 高良 信徳	昭和三十六年三月一日	
〃	字小緑一、五三〇番地 赤嶺 良起	〃	
〔豊見城村〕			
島尻郡豊見城村字与根二二六番地	嘉敷 保新	昭和三十六年三月一日	
〃	字翁長 一一七番地 大城 元八	〃	
〃	字嘉敷 六二番地 比嘉 保造	〃	
〃	字伊良波 三六番地 大城 加那	〃	
〃	字座波名八二八番地 大城 来五	〃	
〃	字座安 二二九番地 大城 文雄	〃	
〔糸 満 町〕			
島尻郡 糸満町(旧)五〇五番地	玉城 龜	昭和三十六年三月十六日	除籍
〃	六三七番地 玉城 三郎	〃	
〃	二五九番地 金城 三良	〃	
〃	一八九番地 玉城 妙加	〃	
〃	四二〇番地 玉城 廿五	〃	除籍
島尻郡 糸満町	七二七番地 玉城 徳	昭和三十六年三月十六日	除籍
〃	一、〇四四番地 玉城 ナビ	〃	
〃	三三九番地 玉城 亀六	〃	
〃	五七五番地 上原 誠吉	〃	
〃	七八〇番地 具志堅政良	〃	
〔兼 城 村〕			
島尻郡兼城村字賀敷	一、一四五番地 玉城 龜	〃	
〔兼 城 村〕			
島尻郡兼城村字賀敷	一、一五番地 大城 清吉	昭和三十六年三月十五日	
〔東 風 平 村〕			
島尻郡東風平村字東風平三〇番地	新垣 太郎	昭和三十六年三月九日	
〃	四三一番地 浦崎 幸栄	〃	
〃	一、一七〇番地 銘苅 春明	〃	
〃	一、二七三番地 比屋根万津	〃	
〃	一、九一九番地 比屋根方成	〃	
〃	字富盛一、三三七番地 野原 亀三	〃	
〃	一、四四六番地 真嶋名 亀吉	〃	
〃	一、五九三番地 神谷 亀三	〃	
〃	二一九番地 金城 誠吉	〃	
〃	一、三五九番地 久手堅 憲吉	〃	
〃	字志多伯 四八二番地 金城 龜	〃	
〃	五八八番地 仲麻秋 太郎	〃	
〃	八〇九番地 神谷 清義	〃	
〃	八二二番地 神谷 己之助	〃	
〃	八三一番地 仲座 嘉八	〃	
〃	八四六番地 神谷 治助	〃	
〃	八七四番地 仲座 真繁	〃	
〃	八八〇番地 仲座 京平	〃	
〃	九五八番地 金城 元助	〃	
〃	九五九番地 仲座 数平	〃	
〃	字当銘 二五番地 永山 加繁	〃	
〃	字竹次 四一番地 嘉敷 明朝	〃	除籍

鳥尻郡東風平村字外間七〇五番地 吉永 安堵 昭和三十六年三月九日
 〃 字屋原一、三六八番地 仲里 松 〃
 〃 字上田原 八四番地 岡吉 真繁 〃
 〃 字東風平 三一七番地 神谷 ハル 昭和三十六年三月二十九日
 【与那原町】
 鳥尻郡与那原町 字与那原 五五三番地 真栄田清忠 昭和三十五年七月二十七日
 〃 〃 六二〇番地 照屋 良正 〃
 〃 〃 六八四番地 福治 ウシ 〃
 〃 〃 二番地 上原 興文 昭和三十六年三月十五日
 〃 〃 五三四番地 上原 勲 〃
 〃 〃 九〇二番地 安谷屋盛一 〃
 〃 〃 五四九番地 瀬底 治孝 〃
 〃 〃 五三四番地 浜川 蒲戸 〃
 〃 〃 字板良敷 三五九番地 新里蔵太亀 〃
 【大里村】
 鳥尻郡大里村字高平 七二六番地 大城 平忠 昭和三十六年三月十四日
 【南風原村】
 鳥尻郡南風原村字宮平一八〇番地 赤嶺 門太 昭和三十六年三月七日
 〃 〃 神里 一六七番地 赤嶺 盛吉 〃
 〃 〃 神里 二八五番地 赤嶺 藤四郎 〃
 〃 〃 宮城 二〇番地 田場 樽 〃
 〃 〃 神里 四三一番地 照屋 加那 〃
 〃 〃 神里 四四九番地 金城 君平 〃
 〃 〃 宮平 二九番地 赤嶺 カマド 〃
 〃 〃 兼城 一六八番地 仲里利三郎 〃
 〃 〃 兼城 一〇六番地 赤嶺 徳吉 〃
 【座間味村】
 鳥尻郡座間味村字慶留間二四番地 長浜 蒲太 昭和三十六年三月二十九日
 【今帰仁村】
 国頭郡今帰仁村 字吳我山二〇五番地 島袋 マカト 一九六一年三月二十九日
 〃 〃 字上運天 二二九番地 玉城 平六 〃
 〃 〃 八二七番地 真栄田ウシ 〃

【美里村】
 中頭郡美里村字泡瀬 一六九番地 宮江洲義八 昭和三十六年三月二十八日
 〃 〃 二二八番地 新垣 栄一 〃
 〃 〃 二九三番地 仲宗根ウシ 〃
 〃 〃 字知花二、九九七番地 比嘉 カナ 〃
 【越来村】
 中頭郡越来村字越来 一四五番地 嘉陽 宗政 昭和三十六年三月二十八日除籍
 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 〃 〃 字安慶田 一四〇番地 島袋 嘉哀 〃
 〃 〃 字胡屋一、四四二番地 大嶺 滯 〃
 〃 〃 字上地 一〇五番地 比嘉 亀 〃
 〃 〃 字上地 四四番地 比嘉 盛徳 〃
 〃 〃 字山内 二一〇番地 比嘉 盛隆 〃
 〃 〃 字御殿敷 三〇七番地 銘苅 朝信 〃
 〃 〃 字白川 五一五番地 名嘉山盛文 〃
 〃 〃 字倉敷 五七番地 安森 盛孝 〃
 〃 〃 字胡屋 二〇番地 大城 朝武 〃
 〃 〃 字山内 九二八番地 比嘉 神膳 〃
 〃 〃 字森根 三〇二番地 我謝 孟亀 〃
 〃 〃 字白川 四一八番地 高江洲文男 〃
 〃 〃 字上地 一九番地 比嘉亀一郎 〃
 〃 〃 字諸見里 一四七番地 伊礼 蒲戸 〃
 〃 〃 字安慶田 二一九番地 島袋 盛信 〃
 〃 〃 字山内 三〇八番地 島袋 昌一 〃
 〃 〃 字字久田 三五三番地 渡慶次賀栄 〃
 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 鳥尻郡栗園村字東 九三番地 安里 蒲 昭和三十六年一月十八日
 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 〃 〃 字東 一四四番地 宮里 亀 〃

発行所

行政主席官房文書課

— ひかり印刷所印行 —